

文部科学省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
2	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	保育士資格を有する者と幼稚園免許を取得する際の特例適用の明確化	幼保連携型認定こども園に従事する保育教諭の資格は、保育士の登録において、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を授与している。現在は経過措置期間中であり、片方の資格保有者がもう片方の資格を取得する際の特例が設けられている。(分離一括法により令和6年まで延長予定) 特例を受けたための要件として、一定期間の実務経験が課せられており、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際に考慮される実務経験については、教育職員免許法施行規則で規定されている。しかし、本施行規則は「児童への保育所での経験が含まれるもの」と考え方で、大学院修了の場合は、保育所での経験を認めない。また、「児童への保育所での経験を含め」という記載されておらず、地方自治体によっては不明瞭と看されるを得ないため、本規定の明確化を求める。	当村のように、へき地保育所が保育機能の重要な位置づけを担っているようないし、幼保連携型認定こども園への移行も検討の視野に上がっている。しかし、現状では保育教諭となるべく人材は求められており、資格の取扱いにあたっての特例は必要不可欠な状況である。そのような中、特例の実務経験の要件において、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際の、実務経験にへき地保育所を含めることができることが可能となる。	教育職員免許法施行規則	文部科学省	新篠津村	秋田県、南房 わじ市	○当自治体においてもへき地保育所は、地域の児童の受け入れ施設として重要な機能を果たしている。当該施設の所在地は待機児童を抱えており、かつ子育ての拠点となるべく保育連携型認定こども園への移行も検討している。実務経験やへき地保育所の要件を精査した上で、保育士不足の状況も踏まえ、経験ある限られた人材を活用する措置が必要である。	保育士等の勤務経験が評価されることなる対象施設については、「教育職員免許法施行規則一部を改正する省令等の公布及び施行について(通知)(25文科初第592号)」(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/no/1338628.htm)にて、その改正内容と趣旨について周知を行っており、へき地保育所が含まれることを明確にしている。		
8	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要な対応であるが、看護師を配置し、かつ医療的ケア児の保護者の負担を軽減し、働きやすくすることができる。	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケア児の保護者の負担を軽減し、働きやすくなる。	健康保険法第63条、第88条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	富山市	足利市、船橋市、横浜市、相模原市、加賀市、須坂市、豊橋市、豊田市、京都府市、南あわじ市、鳥取市、米子市、山陽小野田市、八幡浜市、佐世保市、大分県、宮崎県、宮崎市	○医療的ケア児の居宅における看護は、訪問看護の看護師によるケアが定着しており、医療的ケア児の保護者との信頼関係が構築されている場合も多い。また、医療的ケア児の状態もさまざまであることから、居宅、保育所等の場所に関係なく、状況を把握した看護師を派遣できる制度への改正が必要である。 ○当市でも看護師が確保できず、酸素吸入が必要な医療的ケア児の保育園での受け入れを断念した経験があることから、保育園への訪問看護が適用されれば医療的ケア児の受け入れができることが可能となり、児童の集団保育の機会を確保に資すると考える。 ○当市でも医療的ケア児が保育所で出来なかった事例がある。医療的ケア児を担当することになる保育士の不安はかなり大きい。また、看護師による訪問看護が保育所で受けられようが、医療的ケア児の集団参加の機会の確保ができると思われる。 ○現在、医療的ケアに当たる保育所常勤の看護師が不在時の対応として、保育所での訪問看護を実施しているが、健康保険法上、保育所での訪問看護が認められていないため、市の単独事業により、全額市が費用負担をして訪問看護の利用を止めている。健康保険法における訪問看護の適用範囲を拡大し、保育所での訪問看護を可能とする。 ○当市においては、提案団体同様の課題に対して、障害福祉部門において、「施設」在籍児童を対象に訪問看護派遣事業を実施しており、全額公費負担している。保育対策組合支援事業費補助金の対象はあるが、健康保険対象でないため、事業費の負担が大きくなり、保険料が負担されることができる。 ○当市においても、医療的ケア児に対する看護師を配置している施設はなく、保護者が付き添うケースが見られ、保護者の負担が大きい。 ○当市においても医療的ケアを必要とする入院ニーズは高まっているが、園に常駐する看護師は不足しており、早期・延長の対応も課題となっている。そのため、園への訪問看護は必要と考える。 ○医療的ケア児に対応できる施設は、当園でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受け入れに対応するものと想われる。 ○支障事例本來なら酸素吸入が必要な児であるが、園ではなくとか酸素なしで過ごしている。そのため園は活動を制限をしたり、保育士も休憩に十分に配慮しならぬ生活を送っているが、万が一の事態について保育士は常に不安全を伴っている。また隣下障がいで鼻腔からテコ式の栄養攝取している児は毎回看護師が来園して対応しており、保護者の負担が大きい。 ○地域課題医療的ケア児における一コースの把握制改正の必要性等医療的ケア児に対して、保育・教育の機会を保証するために、訪問看護の訪問先について「保育所等」も対象とする必要がある。 ○現在、医療的ケア児の受け入れがない状況にあるが、提案の改正が行われれば、保育所等での受け入れ促進が期待される。それにより、医療的ケア児の看護師や保護者の負担機会の拡大につながるため、所の改正が必要である。 ○当市では、1歳以上の対象者を含め、医療的ケア児として運用している。その中で、医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するうえで、訪問看護の適用範囲の拡大を実施する必要があると考えている。 ○当県医療ケア協議会において、保育所等での医療的ケアのニーズに対応するため訪問看護師の活用について、意見が述べられている。 ○訪問看護サービスを自宅で利用する場合は、医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されず、保護者の負担に繋がっている。(全額自費での対応となっている) ○提案市が具体的な支障事例として指摘している問題点は、当県においてもそのまま当てはまる。現状、保護者の要望等に応じ、その時に関係機関と体制を含めた調整をしており体制の結果がでていない。(現状は、保護者が保育所・幼稚園にて医療的ケアを行っている。)なお、当該自治体が予算を組み保育・教育機関で訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する事業を検討中の事例あり。 ○提案自治体と同様の状況であり、対応に苦慮している。人材が不足する中、看護師の配置も現実的に困難であるため、訪問看護の仕組みや制度の活用を検討していただきたい。	保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備等の方策の在り方については、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考える。 具体的には、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所巡回に要する経費の割合などであり、学校においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の割合目録的な支援体制整備充実事業」により保育所等への看護師配置や医療的ケア児の支援の充実化等の取り組みを行っている。 特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護は、「自の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、原則3日を限度として、1対の個別のサービスを提供するものである。これと保育所等での児の状況に合わせて医療的ケアの実施について、看護師の負担を考慮する時間や費用、提供する場の状況、提供者の担うべき役割といった観点から訪問看護に適したかといふ課題がある。さらに、同時に当該保育所等に在籍する複数の児への対応が求められる場合には、1対の個別のサービスを提供する訪問看護の性格になります。医療保険給付の安全かつ効率的な実施を目指すため、これまで様々な方法が試みられてきました。さらには、保育所等の大規模な財政負担や児の保護者の新たな財政負担を伴うものであることから、医療保険の対象である訪問看護の給付範囲の拡大を前提とするには困難である。		

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
2	へき地保育所に勤務している保育士が幼稚園教諭免許状を取得する際、一番最初に情報収集する資料が、免許状取得課程を有する大学等の道徳教育の募集要項やパンフレット等(以下、「募集要項等」という。)である。そこには、へき地保育所が勤務経験に含まれることが記載されていない募集要項等も見受けられる。よって、取得を目指す保育士に適切な情報が伝わっていないのが現実であり、そこで勘違いをして、幼稚園教諭免許状取得を断念することもありえるので、関係機関へ適切に情報を周知し、募集要項等に適切に明記できるようにすべきである。	—	—	—	【全国知事会】 幼稚園教諭免許状取得課程を有する大学等の道徳教育の募集要項やパンフレット等(以下、「募集要項等」という。)である。そこには、へき地保育所が勤務経験に含まれることが記載されていない募集要項等も見受けられる。よって、取得を目指す保育士に適切な情報が伝わっていないのが現実であり、そこで勘違いをして、幼稚園教諭免許状取得を断念することもありえるので、関係機関へ適切に情報を周知し、募集要項等に適切に明記できるようにすべきである。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		保育士等の勤務経験が評価されることとなる対象施設については、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公表及び施行について(通知)(25文科第592号)」(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/133628.htm)にて、その改正内容と趣旨について周知を行っており、へき地保育所が含まれることを明確にしており、本通知は文部科学省ホームページでも確認いただぐことが可能であるが、あたためて、へき地保育所が勤務経験に含まれることについて関係機関に周知を行なう。 文部科学省ホームページにおいては、幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例に関するQ&Aに、へき地保育所が勤務経験に含まれることを明記した。
8	保育所等における医療的ケア児の受入促進のため、看護師の配置など受入体制の整備を図る「医療的ケア児保育モデル事業」「教育支援体制整備事業」については、人材確保の難しさから、なかなか事業の着手に至らないのが実情である。 本市では、保護者が施設に出向いてスポット的な医療的ケアを行うなどのサポートが出来れば、児童の症状や性格等に精通した看護師が派遣されることで、保護者の負担が軽減されるとともに、施設においても安心感も高まり、受け入れに向かっての第一歩が踏み出せるものと考えている。 国のモデル事業等の導入にあたり、看護師を採用するまでの一定期間、訪問看護を活用できれば、受け入れ体制の進捗に応じて柔軟な対応が可能になる。 本市では、医療的ケア児の受け入れ実績を増やし、ノウハウを蓄積していくことが重要であると考えており、今年度、保育所に訪問看護の看護師を派遣し、一時的に入園生活を体験する事業を予定している。訪問看護は施設看護師への技術指導等、様々な活用の可能性があり、児童が保育所等から小学校に進学した場合でも、同じ訪問看護師にケアを依頼することにより義務教育課程への移行が円滑になるものと期待している。 また、モデル事業を実施するためには、訪問看護の診療報酬相当額を各自治体で算計する必要があるほか、自治体との契約に基づいてサービスが提供されることが多い。サービス内容は地域格差が生じる恐れがある。	—	【横浜市】 医療的ケア児者の保育所等の利用にあたっては、保護者の付き添いが必要であったり、保護者の全額自己負担による訪問看護の利用などがあたりすることから、保護者の負担が大きい。検討を進め、議論を深めていくことだが、緊要の課題として早急な対応が必要であると考えている。 【京都市】 以下のことから、必要に応じて、健康保険法の訪問看護の適用範囲について、「居宅」以外の保育所等を訪問先として認めるべきと考える。 ・児童福祉法で医療的ケア児への保育提供体制が義務付けられている中で、被保険者の疾病又は負傷に対する治療のためであれば、訪問看護の対象を拡大しても、公的医療保険制度の趣旨を損なわない。 ・児童福祉法改正の趣旨から、医療的ケア児への保育提供体制を広く構築し、安定的に行われる環境を整備していく必要がある。 ・訪問看護の適用範囲が拡大され、医療的ケア児が保育所等を利用できることで、保護者の就労が可能になり、保護者の経済的な負担は軽減される。 ・訪問看護サービスを保育時間全てで利用するではなく、医療的ケアが必要な時間帯だけ、医療保険の対象である居宅における訪問看護と同程度のサービス内容(例えば、経管栄養が必要な時間だけ利用する場合、1回の訪問につき、30分から1時間30分程度、1日での個別サービスの利用)でも対応は可能である。 【宮崎市】 既存の事業の運営を含め、保育所等における医療的ケア児への支援の適切な在り方について、国における「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」における議論を注視していく。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「医療的ケア児保育支援モデル事業」等の現行施策の枠組みでは保育所や学校等での医療的ケア児の受け入れ体制を十分に整備できない旨が提案団体から示されていることを踏まえ、保護者のニーズや地域の事情に合わせた受け入れ体制を整備するため、保育所や学校等への訪問看護を公的医療保険制度の給付対象とすべきではないか。 ○1次ヒアリングでは、提案を実現しようと訪問看護に関する公的医療保険制度の給付の範囲が際限なく拡大するのではないか、大きな財政負担を伴うものであり保護者等の理解を得られないのではないかといった懸念が示されたところであるが、かかる懸念をどうすれば解消できるかについても検討すべきではない。	医療的ケア児の支援については、医療機関や在宅での治療に係る支援は公的医療保険制度においては保育所(認定こども園を含む)や学校における支援は各制度の予算事業において対応を行っている。 保育所や学校においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」や「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」によって、看護師の配置に対する補助を行っており、保育所や学校における医療的ケアのための看護師の派遣を訪問看護ステーションによる訪問看護の対象とする場合であっても、同じように補助の対象としているところである。これらの事業により、看護師の常時配置が必要な場合や、訪問看護ステーションの看護師による短時間の対応が適切な場合等、児の医療的ニーズに合わせた柔軟な対応が可能であり、各自治体の状況に応じてご活用いただいていること認識している。 さらに、福祉分野においては、地方自治体の体制整備を行い、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とした「医療的ケア児等総合支援事業」による補助も行っている。平成30年度の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、市町村における障害児児童福祉計画の策定が義務付けられたところであり、各自治体における医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、当該事業を活用した総合的な支援が可能なこと。 すでにこれらの事業による補助を行い、医療保険の給付対象とは重複のないよう制度設計を行なっていることから、併にこの提案どおり保育所や学校への訪問看護を医療保険の給付対象とするには、保育所や学校において医療的ケアを受けるに当たって、既存の事業では支払いの必要なかつ利用者及び保険者からの理解を得ること。 既存の事業の運営を含め、保育所等における医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WGにおける議論を注視してまいりたい。

文部科学省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
18	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	小学校専任教員に対する規制緩和	中学校教諭普通免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得する場合に、小学校の専科教員の在職年数においては基礎となる免許状の学校教諭におけるものとされることはから、中学校教諭普通免許状所持者が小学校において専科教員として勤務した期間を別表第8第3欄に定める在職年数に算入できない。このため、中学校での3年以上の勤務経験がないものの、小学校において長年にわたり専科教員として活躍してきた者が容易に小学校教諭免許状を取得できない状況にある。	【現状】中学校教諭普通免許状の所持者が、教育職員免許法別表第8に定める在職年数と修得単位数により小学校教諭免許状を取得する場合、在職年数において柔軟な対応が取れるようにならぬことは基礎となる免許状の学校教諭におけるものとされることはから、中学校教諭普通免許状所持者が小学校において専科教員として勤務した期間を別表第8第3欄に定める在職年数に算入できない。このため、中学校での3年以上の勤務経験を基に免許状を授与することは実態に合ったものと考えられる。 【制度改正の必要性】学習指導要領の改訂により2020年度から小学校5、6年生の外国語科及び3、4年生の外国語活動が導入されることから、中学校教諭普通免許状(外国語・英語)を持つ教員の、小学校教育における必要性が増している。また、平成31年2月付で中央教育審議会答申(※1)において、「学校における働き方改革の視点からも小学校の教科担任制の充実が挙げられており、平成31年4月1日付け文部科学大臣から中央教育審議会への諮問(※2)においても、教科担任制に関する検討を依頼するなど小学校における教科指導の充実が求められている。 ※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」 ※2「新しい時代の初等中等教育の在り方について」	教育職員免許法第6条及び別表第8	文部科学省 東京都	宮城県、仙台市、福島県、板橋区、川崎市、相模原市、栗島浦村、京都市、大阪府、高松市、愛媛県、熊本市、宮崎県	○当村の小学校と中学校は、小中同一校舎で教育活動を行なっている。そこで、中学校英語の免許を保有する教員が小学校教諭の免許を合わせて保有することは、教科における小中連携を推進するうえで有効に機能する。 ○小学校免許を所持していない専科教員は、専門教科以外の指導ができるため、学校現場において柔軟な対応ができない状況にある。小学校での勤務年数を小学校免許取得時の在職年数に含めることができれば免許を取得する専科教員が増え、その結果、より柔軟で充実した指導ができるようになる。 ○以下の支障事例が生じている ・小学校講師が不足しているので、小学校教諭免許状を持つ人が増えるのは人員配置面で有効である。 ・小・中両方の免許を取得することで小中間での交流や異動者も容易となる。 ○小学校における教科担任制を推進するにあたり、小学校教諭免許状を有した専科教員が小学校免許状を取得することにより、教員の人事配置において柔軟な対応が取れるようになる。 ○令和2年度からの学習指導要領の改訂に伴い、小学校での外国語活動の導入が全面実施されることから当県においても、小学校における専科教員に対する免許法別表第8の授与要件を緩和することにより、隣接校種免許状の併用が促進され、また、外国語活動に対する対応についても、小中連携教育の更なる強化及び円滑な人員配置が可能となる。 ○当団体では、小中一貫教育を推進しており、多様な交流・柔軟な人事配置を行なうため、制度改正の必要性があると考える。	ご要望いただいた教育職員免許法別表第8の改正については、平成31年4月17日に中央教育審議会に対して諮詢を行った「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の中、「新学習指導要領に示された児童生徒の発達の段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ、義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教員免許制度の在り方」においてご審議いただくとしており、今後検討を進めてまいりたい。			
30	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金等のスケジュールの早期化	認定こども園施設整備交付金は文部省、保健所等施設整備交付金は厚労省から保健所等の整備に係る費用の一部を補助するが、国からの資金交付が年度末であるため、当該費用について事業者が立ち替え払いが必要がある。施設整備等に係る経費は事業者にとって負担が大きく、立替払いは資金繰りの負担となっている。このことが事業参入や事業拡大の障壁となり、創設や増築等必要な施設整備が進まない原因となっている。両省は条例を理由に年内最後に事業着手して良いこととしているが、整備事業を年度縦越する際、内公示から交付決定前の事由(始元との協議等)による年度縦越は財務省が認めないとため、縦越事由に苦慮している。	認定こども園施設整備交付金は早期化することにより、施設整備等が事業者の資金繰りに与える影響を低減することができるとともに、適正な事業の執行が図られる。	児童福祉法56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保健所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県、いわき市、豊橋市、高槻市、南あわじ市、鳥取県、広島市、徳島市、愛媛県、佐世保市、大村市、大分県	○認定こども園施設整備交付金において、当県では内公示後、交付決定前に事業着手をする場合は事前着手の承認が必要となっており、年度内に事業着手させるためににはほとんどの場合事前着手の必要があることから、交付決定に相当の期間を要することが事務負担の増加につながっている。 ○内公示後、交付決定前の事業着手が認められているので、事業着手後の不測の事由であれば、それが交付決定前であるから縫合理由にならないという点は不合理である。縫合が困難であるため、事業規模によっては、工期において事業者に多大な負担を負うことにつながっている。交付決定の早期化(内公示日と同日とする等の運用も含む)が必要であるとともに、内公示についても、遅滞なく年度当初に示されることを求めること。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 ○両交付金については、認定こども園施設整備交付金においては年度途中に概算払いを行なっているところであり、保健所等交付金においては年度途中に国庫の支払を希望する事業の確認を行い、希望があった際にはその都度支払手続を行なっているところである。	現行、認定こども園施設整備交付金及び保健所等整備交付金においては、次年度の内公示スケジュールを前年度中に示し、かつ複数回の内公示を行い、各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。 ○当市では、基本的に国庫の交付決定を受けた後に、事業者に対し、市の交付決定をおろすこととしている。現状の国の要綱発出スケジュールでは、年度末に要綱が発出されることが多いため、交付決定前に事業が完了するという不具合が生じることがある。そのため、そのような場合には事業者ごとに財政部局と調整のうえ、例外的に交付決定を市独自で行っているが、その調整に多大な時間を要していることから、早期に要綱の策定に取り組まれたい。 ○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑な事務処理が発生している。			
38	B 地方に対する規制緩和	その他	語学指導等を行う外國青年招致事業(JETプログラム)による関係省庁と一般財團法人自治体国際化協会(クレア)との連携強化による地方公共団体への連絡の円滑化	JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクレアが十分に連携を図り、地方公共団体の意見も踏まえたうえで、事業の概要や通知スケジュール等を定めた要綱等を作成し、通知すること。	JETプログラムの導入にあたっては、連絡事項等について、関係省庁とクレアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全容像がわかりづらいほか、管内市町村への連絡取りまとめを行う都道府県の立場として、事務が進めづらい状況におかれている。 具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査(①)について、クレアからJETプログラムの概略資料等がないままに照会が届き、その後、関係省庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概略や活用を促す通知(②)が届いている。 県では、①の割合後速やかに管内市町村等へ照会をしたため、②が届く前にJETプログラムを活用しないと回答している団体もあり、連絡調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。	関係省庁とクレアが連携を強化し、事業の概要やスケジュール等が明示された事業要綱が定められることで、国としての政策的な意図を、的確な時期に県や市町村へ正しく伝えることができる。 これにより、活用を検討する団体の増加が期待できる。	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に係る中国・韓国・ブルガル・ベラル(CIR-A LT)」の配置要望調査について(照会)」(一財)般財團法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(總務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	総務省、外務省 秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	大阪府、宮崎市	○平成31年度JETプログラム人員割会費の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままに、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混亂が生じた。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月~6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。 ご提案の監督や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
18	中央教育審議会で検討していくものとのことであるが、本提案についても、教員免許に関する論点の一つとして位置付けて前向きに議論していただきたい。あわせて、本案に御対応いただけることとなった場合、その内容と今後のスケジュールについて、提示可能となった時点で御提示いただきたい。	—	—	—	【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	できるだけ早期の提案実現に向けて、積極的な方向で検討を進めていただきたい。	中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校専科教員としての在職年数も算入する方向で検討し、2020年度中を目標に中央教育審議会にて結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講じてまいりたい。
30	「年度途中に国庫の支払を希望する事業の確認を行い、希望があった際にはその都度支払手続きを行っている」上のことだが、実際の手続きにおいては、年度途中の概算払いについて応じてもらえないケースもあり、制度の活用状況について確認のうえ、検討をお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		次年度の内示スケジュールを予め前年度中に示すとともに、各市区町村が策定する整備計画に的確な対応ができるよう、年間複数回の内示を行っているところである。交付決定及び資金交付については、これまでも早期化の取り組んできたところであるが、より一層の改善が図られるよう、地方自治体の意見も踏まえつつ検討をしてまいりたい。
38	関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきたい。回答にある5月～6月に開催される会議等において関係三省が制度周知を図っていることは承知しているが、同会議での情報提供は、昨年度までの状況をとりまとめた内容にとどまっており、当該年度のスケジュール等が示されていないほか、具体的な活用に向けた検討を促す内容でないことが不十分である。現在、事業の全体像が示されないまま、関係機関から順が前後して五月雨式に通知や事務連絡が発出されているため、現場で混乱しているものである。このため、JETプログラム導入に向けたスケジュールを関係機関が連携して定め、地方自治体に提示していただきたい。できれば、関係三省からの通知と(一財)自治体国際化協会からの通知を同時に発出していただく等、各自治体で事務が進めやすくなるようお願いしたい。このような改善ができないとすればその理由は何かについて、回答をお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和元年8月19日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また、本年1月～6月に開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用の検討をお願いしたところであるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資するため、配置スケジュール等についてもお示しすることとした。

文部科学省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
39	B 地方に対する規制緩和	その他	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会への報告等の関係で断念している。県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の割り当てや議会への報告等の関係で断念している。平成31年度の導入に向けては、新規配置要望に関する調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に関する通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月末までに発出されていれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念したことなく要望できた可能性があった。	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会への報告等の関係で断念している。県内では、平成31年度からの新規配置要望に関する調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に関する通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月末までに発出されていれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念したことなく要望できた可能性があった。	活用を検討した団体が、議会承認や予算編成など実務的なスケジュールで断念することなく、導入を実現することができる。	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・フランス・ペルー(CIR-A LT)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長)②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際整室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等教育局国際化課長)③平成30年9月12日付け自国整第375号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る新規招致者・再任用者数及び配置希望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長)	総務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	大阪府、大阪市、大村市、宮崎市	O2019年度以降の外国青年招致事業にかかる会費額の見直しがあり、今年度は一人当たり1万円増額されたが、既に当初予算が決定した後の周知であった。予算に関わるものであり、早期の周知が必要であると考える。 O当県内で新規導入を検討していた自治体から、新規配置要望の照会がきてから内部で調整をしたが間に合わず、来年度改めて検討するという意見が複数あった。早期に検討を始めていれば要望をできた可能性がある。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ラウンドで開催している地域国際化連絡会などの場を活用して、地方自治体に周知しています。 ご提案の主旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めています。	
48	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所等を訪問先として認める。 健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限され、保育士等だけでの対応に限界がある中、医療的ケア児の受け入れが進まず苦慮している。	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対することは、看護師の確保や予算の関係上難しい。	医療的ケア児の受け入れ体制が強化できる。	健康保険法第63条、第88条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福井市	足利市、船橋市、横浜市、相模原市、加賀市、須坂市、豊橋市、豊田市、京都府市、南あわじ市、福原市、鳥取県、米子市、八幡浜市、佐世保市、大分県、宮崎県	O医療的ケア児の居宅における看護は、訪問看護の看護師によるケアが定着しており、医療的ケア児の保護者との信頼関係が構築できている場合も多い。また、医療的ケア児の状態もさまざまであることから、居宅、保育所等の場所に関係なく、状況を把握した看護師を派遣できる制度への改正が必要である。 O当市でも看護師が確保できず、酸素吸入が必要な医療的ケア児の保育園での受け入れを断念した経験があることから、保育園への訪問看護が適用されれば医療的ケア児の受け入れができることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると考える。 O当市においては、提案団体同様の課題に対して、障害福祉部門において、「施設」在籍児童を対象に訪問看護派遣事業を実施しており、全額公費負担している。保健対策経合支援事業公費補助金の対象はあるが、健康新規対象でないため、事業費の負担が大きく、予算確保に困難がある。保健対象となれば、支援対象の医療的ケア児数を拡大することができる。 O入所施設が保険適用の範囲外であることから、保護者がケアに出向いて入園しているが、保護者の負担が大きい。 O中学校での医療的ケア児の受け入れに関する相談は年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対することは、看護師の確保や予算の関係上、保護者の要望にすべて応えることが困難な状況である。健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、保健対象となれば、保健対象となる施設は、当該でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受け入れにつながるものと思料される。 O当市では、15歳以上の対象者も含め、医療的ケア児・者等として運用している。その中で、医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するうえで、訪問看護の適用範囲の拡大を実施する必要があると考えている。 O児童発達支援や放課後等アドバイザリーステーションは、看護師を配置することに対する予算制度があるが、看護師の確保が難しいだけでなく(医療行為に対する責任やリスクなどから、多くの事業所で配慮が進んでいない状況である。訪問看護先に保育所や学校のほか、障害児通所支援事業所を認めることで、医療的ケア児との保護者がいる地域・事業所において主治医の指示書のものと、日頃から医療行為を行っている看護師による医療的ケアを受けられることが可能となる)。 O提案市が具体的な支障事例として指摘している問題点は、本県においてもそのまま当面はある。現状、保護者の要望等に応じ、その時々に関係機関で体制を含めた調整をしており体制の継続ができていない。(現状は、保護者が保育所・幼稚園にて医療的ケアを行っている)なお、当該自治体が予算を組み保育・教育機関で訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する事業を検討中の事例あり。	保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備等の方策の在り方については、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考える。 具体的には、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「教育支援体制整備事業費補助金(これまでに支援体制整備充実事業)」により小・中学校への看護師配置や幼稚園の巡回による経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等への受入れも含め、医療・福祉・障害・教育等の分野が具体的に検討を行なう必要があります。保健対策経合支援事業公費補助金の巡回による経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等における医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WGを設置し検討を進めているところである。保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備等の方策の在り方について議論を深めてまいりたい。 なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、訪問看護については、疾病又は負傷により居宅において継続して看護を受ける状態にある者であつて主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象であるとともに、居宅以外の場所における医療的ケアを公的医療保険制度の給付対象することは健保制度等の想定するところではない。 特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護は、「自の訪問」につき30分から1時間30分程度を標準とし、原則3日を限度として、1対の個別のサービスを提供するものである。これと保育所等での児の状況に合わせて「行」(医療行為)については、サービス提供の目的、提供する時間や費用、提供する場の状況、提供者の担当役割などを記載する。 訪問看護サービスを自宅で利用する場合は、医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されず、保護者の負担に繋がっている(全額自費での対応となっている)。 提案市が具体的な支障事例として指摘している問題点は、本県においてもそのまま当面はある。現状、保護者の要望等に応じ、その時々に関係機関で体制を含めた調整をしており体制の継続ができていない。(現状は、保護者が保育所・幼稚園にて医療的ケアを行っている)なお、当該自治体が予算を組み保育・教育機関で訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する事業を検討中の事例あり。	

文部科学省 第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
57	この度の1次回答により、教育委員会等が安全性を確保した上で行う場合においては、一律に前日調理が排除されるものではないことが確認できた。 こうした取扱いについては、文部科学省としてこれまで周知していることだが、御指摘の「学校給食衛生管理基準の解説における豆類の浸漬等の例は、前日調理の規制例として挙げられているものと各教育委員会等が受け止める可能性もある。については、学校給食法第9条第1項の規定に基づき定められた「学校給食衛生管理基準」を補足するものとして、例えば、「HACCPに基づく衛生管理の下、具体的に下処理工程のリスクとその管理手段を分析し、これに沿った対応を確実に実施する場合」など、各教育委員会等の責任において安全性が確保された場合は前日調理を行うことができる旨を、改めて文部科学省から通知していただきたい。	—	—	—	【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		提案団体の見解を踏まえ、本件の周知について検討しているところ。
61	これまで行われてきた協議様式や募集・公示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の一省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国・自治体・事業者のいずれにあってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。	—	【大阪府】回答いただいている対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。 【鹿児島市】補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要があり、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。	—	【全国知事会】認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向けて、施設整備交付金の一本化などを進めること。 【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や公示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。

文部科学省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野								団体名	支障事例		
92	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	宗教法人の境内地及び境内建物の登録免許税非課税要件の明確化	登録免許税を非課税とすべき境内地、境内建物についての詳細な基準や、具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲を明確化する。	宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら…宗教の用に供する」か否かについては、宗教法人からの申請を受けて、都道府県知事が証明することになっている。 しかし、從来は別の用途に充てられていた土地を宗教法人が新たに買い増す場合に、どの程度の利用形態を予定すれば足りるかなど、非課税要件を満たすか否かの判断は困難な場合が多い。 このことについて国税庁からは詳細な基準や事例集などを示されておらず、都道府県は手探りで判断せざるを得ない状況にある。このため、国税であるところの登録免許税の課税について、都道府県によって判断が分かれかねない他、効率的に事務を進める事が困難である。	宗教法人からの申請や相談により迅速かつ明確に回答することができるようになる。それによって、不動産取引等の法的地位の早期安定にも寄与できる。	登録免許税法4条2項、同別表3-12の項3欄1号、登録免許税法施行規則4条1号、昭和54年4月5日国税庁登録課長回答	財務省、文部科学省	愛知県	石川県、福岡県、大分県	○非課税証明については、過去の事例や他県の状況などを参考にしている。基準や事例集が示されれば効率的に事務を行うことができると思われる。(※参考…平成30年度の件数:15件) ○当県においても「専ら…宗教の用に供する」か否かについて判断しがたく、非課税要件を満たすか否かの判断が困難な場合がある。具体的には、申請地(筆)が非常に広大で当該土地に境内建物が建っているがその他森林が広がっている場合、境内建物の占める範囲がどの程度であれば良いか、申請建物が納骨堂の場合、経営許可が出る前の段階で証明してよい。(いつの段階で証明してよいか)などが挙げられる。その他様々な事例があることから、より迅速な対応が実現するために、具体的な事例集を作成し、宗教法人及び事務担当者に周知いただくことが望まれる。	御提案の内容を踏まえ、関係省庁と連携の上、今後の対応の方向性を検討してまいりたい。	
93	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県経由事務の廃止	看護学部等の大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等について、他の大学の学部と同様に、都道府県経由の義務付けを廃止し、国に直接申請することとする。	大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等については、各大学が直接、文部科学省に直接申請することにより、申請事務が効率化し、申請者の利便が向上する。 看護学部等の場合も、実質的な審査やそれにに基づく認可等は文部科学省が行っている。当該学部等のみ都道府県を経由する必要性はない。また、申請者にとっては、都道府県を経由することにより、認可までの手続きに時間がかかっている。	都道府県の経由事務を廃止し、文部科学省に直接申請することにより、申請事務が効率化し、申請者の利便が向上する。	保健師助産師看護師法施行令第12条、13条、17条、診療放射線技師法施行令第8条、9条、13条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、12条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、11条、15条、視能訓練士法施行令第11条、12条、16条、歯科衛生士法施行令第3条、4条、8条の2、歯科技工士法施行令第10条、11条、16条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条、3条、7条、柔道整復師法施行令第3条、4条、8条	文部科学省、厚生労働省	愛知県	宮城県、川崎市、長野県、山口県、大分県	○当県でも同様の状況がみられ、申請者からすると県経由による手続きに時間がかかる。書類内容の指導等は国と大学等が直接行っているため、補正があった場合の書類は保管されないことから県を経由する必要性は低いと感じる。	学校に係る申請については、指定者からみれば、国に直接申請を行うよりも、身近な都道府県に申請を行う方が便利であり、また申請に当たって、地域の医療従事者の確保の状況等地域の医療提供を踏まえた適切な助言等を期待できるという利点もあるものと考えられるため、都道府県に対して経由規定を設けている。 このため、引き続き都道府県知事を経由して行うこととしたい。	
99	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	保健師助産師看護師等の指定申請・届出の廃止	一般の大学の学部に係る各種申請・届出は、都道府県を経由しないにもかかわらず、保健師、看護師、助産師等の指定学校養成所のうち、設置者が公私立大学(国立を除く)である場合は、所在地の都道府県を経由して文部科学大臣に各種申請・届出をすることとなっている。 しかし、書類内容の実質的な指導は国が大学と直接行っており、県経由後は形骸化している。 なお、臨工学生技、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士に関する事務は都道府県の経由が不要となっている。	都道府県の経由事務処理負担の削減となる。 大学が便宜上提出している都道府県分の副本の提出が不要となる。 大学から文部科学省への文書送達日数が削減され、大学及び文部科学省の事務処理に余裕が生まれる。	都道府県の経由事務処理負担の削減となる。	保健師助産師看護師法施行令第12条、放射線技師法施行令第8条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、視能訓練士法施行令第11条、歯科衛生士法施行令第3条、歯学技工士法施行令第10条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条、柔道整復師法施行令第3条等	文部科学省、厚生労働省	岡山県、兵庫県、中国地方知事会	兵庫県・中国地方知事会と共同提案	宮城県、福島県、川崎市、長野県、大分県	○当県でも同様の状況がみられ、申請者からすると県経由による手続きに時間がかかる。書類内容の指導等は国と大学等が直接行っているため、補正があった場合の書類は保管されないことから県を経由する必要性は低いと感じる。 ○大学への指導権限等がないにもかかわらず、申請書類についての問合せへの対応等、当県でも事務負担が生じている。指導権限のある国と申請者が直接やりとりできるように経由事務を見直すことは、事務効率化及びタイムリーな指導という観点からも経由事務の廃止が必要と考える。	学校に係る申請については、指定者からみれば、国に直接申請を行うよりも、身近な都道府県に申請を行う方が便利であり、また申請に当たって、地域の医療従事者の確保の状況等地域の医療提供を踏まえた適切な助言等を期待できるという利点もあるものと考えられるため、都道府県に対して経由規定を設けている。 このため、引き続き都道府県知事を経由して行うこととしたい。

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解			全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料			
92	非課税の範囲の詳細な基準、非課税の要件の具体的な事例集があることにより、非課税とすべき範囲が明確化され、効率的な事務処理が可能となることから、ぜひ、早急な対応をお願いしたい。	—	—	—	—	—		登録免許税の非課税証明の事務に際し、登録免許税法別表第三の十二(第三欄第一号)において規定する専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地に該当するか否かについては、各々の宗教法人の特異性や実際の使用状況等により、個別具体的に、都道府県知事において判断していただく必要があると考えており、ご提案の詳細な基準や事例集を示すことは難しいと考えている。 そのため、引き続き、宗教法人事務の担当者が集まる研修などの機会において、積極的に都道府県の間で証明事務に関する情報交換をお願いしたいとともに、個別の証明事務に際し、登録免許税法の一般的な解釈(国税庁)や宗教法人法第三条の解釈(文化庁)に疑義が生じた場合には、必要に応じて、文化庁を窓口としてご相談いただきたい。	
93	愛知県への申請等については、指定者から郵送されるため、身近な都道府県の方が便利であるとは、一概に言えないと思われる。また、指定者において、県用の副本を作成する事務も発生している。 地域の医療提供状況については、これまで助言をしたことはない。今後、申請に当たり、都道府県の医療提供状況の確認が必要であると判断される場合は、その旨を都道府県等への申請があれば貴方に提供する。なお、その場合でも、申請等は指定者から文部科学省に直接申請で、必要な医療提供状況のみ、都道府県等から文部科学省へ、提供することとして頂きたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			学校に係る申請については、指定者からみれば、国に直接申請を行うよりも、身近な都道府県に申請を行う方が便利であり、また申請に当たって、地域の医療従事者の確保の状況等地域の医療提供体制の実情を踏まえた適切な助言等を期待できるという利点もあるものと考えられる。 また、都道府県は、医療計画において「医療従事者の確保に関する事項」を定めることがとなっており(医療法30条の4第2項第12号)、このような医療従事者の確保の観点から養成施設に係る情報を把握することは必要である。 上記の観点及び各都道府県の状況も踏まえて対応を検討する。	
99	指定者による申請等は郵送で行うことが可能で、押印不要の文書については、メール等による差し替えも認められるなど、直接窓口に出向くことを求められていない。さらに、進退後の修正指示や差し替えは国と指定者が直接行っており、修正後の最終書類について国から都道府県に共有することもなく、進退作業は形骸化しているのが現状である。 また、大学は、学則変更などの定例的な届出等を文部科学省に直接提出していることから、本指定申請も含めて文科省に提出した方が利便性は向上すると考える。以上から、「都道府県経由の方が指定者にとって便利」という指摘は当たらないと考える。 なお、岡山県では、教育施設代表者で構成する会議等において、各養成所と定期的に意見交換を行っており、といった場で適切な助言等も行うことも可能であることがある。経由事務を廃止しても何ら支障は生じない。 また、医療関係技術者の養成学校のうち、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士に関する申請等は都道府県の経由が必要となっているが、本提案に係る申請等は経由が必要とされており、その理由が不明である。 以上から、経由事務の必要性は無いと考える。本県の意見を踏まえ、経由事務の必要性がある場合はそれを明示する形で、再度回答を示してもらいたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			学校に係る申請については、指定者からみれば、国に直接申請を行うよりも、身近な都道府県に申請を行う方が便利であり、また申請に当たって、地域の医療従事者の確保の状況等地域の医療提供体制の実情を踏まえた適切な助言等を期待できるという利点もあるものと考えられる。 また、都道府県は、医療計画において「医療従事者の確保に関する事項」を定めることがとなっており(医療法30条の4第2項第12号)、このような医療従事者の確保の観点から養成施設に係る情報を把握することは必要である。 上記の観点及び各都道府県の状況も踏まえて対応を検討する。	

文部科学省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
112	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園設置整備交付金等の申請に係る手続の簡素化	①申請書類や申請窓口の一一本化 ②内示時期の統一	認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることがある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事を完了が難しく、工事を次年度に寝せたという事例があった。	事務負担が軽減されるとともに、スムーズに工事着手でき、計画に沿った工期で進むことができる。	児童福祉法、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園設置整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	茨木市	旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、知多市、大阪府、高槻市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、大分県、鹿児島市、九州地方知事会	○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。 ○協議書の提出は2種類に分けて提出するが、株式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の株式をもつ方の省にも送付する必要があり事務が複雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。 ○最初申請へ変更申請において、窓口が分かれていることによる手間、それぞれ申請額を計上するための按分作業の煩雑さ、内示時期の遅延による工事発注の遅延等が多いため、申請窓口の一一本化に賛同。 ○左記団体と同様に窓口の一本化による事務の簡素化をお願いしたい。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違うため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、事業者は保育所部分の補助金だけで工事を行つ。 ○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、申請先が異なり、書類も1つに複数の申請類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。 ○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つに複数の申請類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手などによって事務負担が異なることがあり、工期に影響が出ることがある。(平成28年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年2月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事を完了が難しく、工事を次年度に寝せたという事例があった。 ○年々の改善がなされているものの、自治体の主張のところによると、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園設置整備交付金等が一方的に予算額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省は統一的な方針で実施している。また、疑義が生じた事業者にて都道府県を通じて質問をしても結果が異なることでも事務負担の増になっている。都道府県は早期に回答できる仕組みを構築することが必要と考える。 ○幼稚園型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはより、開設登録等と両省に跨がなければならない。書類作成も両省分で膨大なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の算分比率を算出する際に問題が生じている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業者が出来ず急き立つ2か年事業に変更せざるを得なかつたという事例も発生している。事業者の改善回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の統一を強く求めている。 ○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算・補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や算定、市町村の作業などを複数とされている。内閣府への窓口の一一本化にあわせ、幼稚園・保育所、認定こども園の全てで項目を算出して、面積や利用者按分で簡単に算出できるような改善が必要である。 ○制度の所管省行が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準・法的立て付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに業務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不確かなところであり、他の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思われる状況が発生している。施設整備補助金についても、一日の施設整備において複数の交付額の算定結果等が生じる原因となっている。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、見直しの改善を求める。 ○厚生労働省と文部科学省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市町村において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで内示時期や補助対象外の考え方等が異なるため、市及び事業者によっても煩雑な事務処理が発生している。 ○当市においても保育整備認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対して、厚生労働省と文部科学省の双方に補助申請等を行なう必要があります。それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当部分と教育相当部分に按分する必要がある等、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。 ○当市においても平成29・30年度に幼稚園認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業等を経験。事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。 ○茨木市と同様に1つの整備に2種類の申請が求められる。 ○①については、当県でも申請事務が繁雑であると、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。②については文科省の内示時期が異いことや面積交付される可能性があることから計画的な施設整備に支障をきたしている。 ○当市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。 ○施設の整備事例であるにかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じております。また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっています。 ○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。 ○当市においても、施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑は事務処理が発生している。	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も異なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。 なお、内示時期については、統一した日付で行えるよう文部科学省と厚生労働省両省間で連携を図っている。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
112	更なる事務負担の軽減と、早期の内示時期の統一をお願いしたい。	—	<p>【大阪府】 回答いたしている対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。</p> <p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【広島市】 これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定子ども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定子ども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいすれにとつてもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。</p> <p>【鹿児島市】 補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要があり、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。</p>	—	<p>【全国知事会】 認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		

文部科学省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
140	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携認定こども園の整備に係る交付金の一元化等	①幼保連携認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源を一元化し、市町村への直接補助とすることにより、厚生労働省からの指示により、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、円滑で安定的な財源確保による市町村の待機児童解消に向けた施設整備計画に大きく寄与するものと考える。 ②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更	内閣府に施設整備に関する所管や制度、財源を一元化し、市町村への直接補助とすることにより、厚生労働省からの指示により、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、円滑で安定的な財源確保による市町村の待機児童解消に向けた施設整備計画に大きく寄与するものと考える。 ○間接補助となっている文科省分の予算が不足し、平成29年度には5市町5施設で事業費280,679千円、協議額101,935円を文部科学省に協議したが、内示率90%で91,739千円に内示額を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は協議した満額で内示がなされた。平成28年度には厚生労働省からは内示されたが、文部科学省に内示を保留され事業に着手できない事案があるなど、交付金制度が2つに分かれていることによる財源の不安定さ等が施設整備を進める課題となっている。加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題がある。 【県内共同提案団体からの主な支障事例】 ・ 幼保連携認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」での申請が必要であり、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、2種類の書類を作成するなどの事務の負担が生じている。認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られる。 ・ 補助制度が2つになるため、事業着手するのに両方の回答をまってから進めるため、スケジュール管理が煩雑となっている。 ・ 一つの施設を整備するために厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要がある現状は事務が繁雑となる大きな要因の一つである。また、当市においても過去に文部科学省分の予算不足のため、内定額の圧縮や内定を保留され事業に着手できない期間が生じた事案があつたため、施設整備に関する所管や制度、財源の一元化は必要である。 (以上のような支障があるため、申請窓口の一元化等の事務手続きの簡素化を通じて、解消することを求める)	児童福祉法、認定こども園施設整備交付金交付要綱、厚生労働省保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、三重県、大阪市、大阪市、茨木市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、広島市、徳島市、愛媛県、佐世保市、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、九州地方知事会	旭川市、秋田県、千葉県、須賀川市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、三重県、大阪市、高槻市、茨木市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、広島市、徳島市、愛媛県、佐世保市、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、九州地方知事同盟	○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。 ○協議書の提出は厚生労働省と文部科学省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が繁雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。また、間接補助の文部科学省分補助金についても、厚生労働省と同様に直接補助にすることにより、国の内示後の工事契約が可能になるため(現状は県の交付決定後)、円滑な施設整備が期待できる。 ○当市でも同様の支障事例があり、文部科学省の予算不足による内示額が圧縮されたため、国庫補助の不足分を市が肩代わりした経過がある。また、文部科学省と厚生労働省で内示時期の違いから工期に余裕なく、当初予定通りの開園が危ぶまれた。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚生労働省と文部科学省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違うため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 ○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複数の按分式で教育部門と保育部門を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県によって事務負担が大きい。文部科学省の予算が不足し、平成29年度には2施設で内示率90%に内示額を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は協議した満額で内示がなされた。厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題がある。 ○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。 ○一つの施設を整備するに当たって、厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要があり、別々に修正等の指示があるため、厚生労働省からの指示により、文部科学省へ提出している協議書も修正となる場合が生じるなど事務が煩雑となっている。また、文部科学省の予算が不足し、平成29年度には5市町5施設で事業費280,679千円、協議額101,935円を文部科学省に協議したが、内示率90%で91,739千円に内示額を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は協議した満額で内示がなされた。平成28年度には厚生労働省からは内示されたが、文部科学省に内示を保留され事業に着手できない事案があるなど、交付金制度が2つに分かれていることによる財源の不安定さ等が施設整備を進める課題となっている。 ○幼保連携認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「認定こども園施設整備交付金」での申請が必要であり、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、2種類の書類を作成するなどの事務の負担が生じている。認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られる。 ○補助制度が2つになるため、事業着手するのに両方の回答をまってから進めるため、スケジュール管理が煩雑となっている。 ○一つの施設を整備するために厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要がある現状は事務が繁雑となる大きな要因の一つである。また、当市においても過去に文部科学省分の予算不足のため、内定額の圧縮や内定を保留され事業に着手できない期間が生じた事案があつたため、施設整備に関する所管や制度、財源の一元化は必要である。 (以上のような支障があるため、申請窓口の一元化等の事務手続きの簡素化を通じて、解消することを求める)	認定こども園に係る施設整備の事務手続きにおいては、事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底・協議様式の統一化・補助対象経費における幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて、都道府県と法人間接補助となっている認定こども園施設整備交付金については、都道府県と法人間の補助事業もあるため、市町村への直接補助への変更是困難であると考える。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
140	<p>1.これまで対応が図られてきた事務手続きの負担軽減対策の効果を否定するものではないが、内閣府への一元化を求める背景として、一つの施設を整備するに当たって、2種類の交付金が、それぞれ別の省庁から直接補助と間接補助という方法により交付されているという現状は変わっていないことがある。幼児教育・保育の無償化にあたり幼稚園就園奨励費補助事業が廃止となり内閣府に移行したように施設整備に関するもので内閣府へ制度・財源を一元化することにより、地方公共団体の事務手続きの負担軽減と安定的な財源確保による円滑な施設整備に繋がるとの認識で提案を行つたものであり、関係省庁から「内閣府への一元化」に対する見解を回答願います。</p> <p>2.現在、本県では県から法人への補助は行っておりませんが、都道府県と法人間の補助事業がある場合であっても、所管省庁や関係市町村との情報共有により県と法人間の補助事業に必要な情報の把握がなされればよく、直接補助への変更是事務手続きの負担軽減と円滑な交付金の交付というメリットがあるものと考えます。なお、厚生労働省の保育所等整備交付金は直接補助となっていることから、同様の仕組みにより、認定こども園施設整備交付金についても市町村への直接補助へと変更することも可能と考えますので、再度検討願います。</p>	—	<p>【大阪府】 回答いたしている対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向か、早急なご対応をお願いしたい。 【全国市長会】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により異なる事務負担を望む。 【広島市】 これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいすれにあってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。</p>		

文部科学省 第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
161	回答いただいたいる対応により、事務負担の改善は一定進んでいるとはいえるが、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雜さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。申請窓口一元化による事務負担の経減に向け、早急なご対応をお願いしたい。	—	【西宮市】左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。 【広島市】これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雜な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいすれにあってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。	—	【全国知事会】認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の経減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の経減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。 【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の経減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の経減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。	
202	部活動支援員の活用事例の周知について、具体的な時期及び内容をお示し願いたい。	—	—	—	【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	部活動ガイドラインのフォローアップ調査等により、部活動指導員を確保するに当たつての課題とその解決方策、特色ある事例の収集を行い、今年度末までに周知を行う予定。	

文部科学省 第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
225	それぞれの府省における経年比較を行う上で、調査項目と時点を変更しづらい面は理解できるが、どちらかの府省においてすべての項目を網羅した調査を実施し、両省で結果を共有することはできないのか再度ご検討いただきたい。 また、調査を統一して実施することが困難な場合でも、各省からの調査の発出と回答締め切り時期を同時期にいたぐだけでも、ちらから市町を経由して各施設に照会する際に一度に依頼できるので、県及び市町村並びに各施設の業務が省力化できる。 さらに、認定こども園への移行を推進している一方で、所管が両省にまたがるため事務が煩雑といったデメリット面が露見してしまうと移行の推進が難しくなることも考えられるため、3か年緊急対策の目標時期2020年度末を経過後も、同様の調査を実施する場合には、両省でより合わせをしていただき、調査の統一化をぜひお願いしたい。	—	—	—	【全国知事会】 認定こども園については、同一施設が複数省庁の所管となることで事務が煩雑となつていてことから、施設整備交付金の一元化と同様に耐震化の調査についても一元化を図ること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	当該調査は、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」における耐震化率の達成目標(2020年度末までに耐震化率約95%まで向上)を測る指標となっていることから、統一化を図る時期については慎重に検討する必要があるものの、提案を踏まえ調査の統一化に向けて関係省間で調整してまいりたい。	
226	内示時期や協議様式の統一化を図っても、事務の煩雑さや制度の複雑さによる過度な事務負担は残されたままである。 そのため、交付金窓口の一本化を図るなど、事務手続の効率化を進め、更なる事務負担の軽減を図っていただきたい。	—	【大阪府】 回答いただいたいる対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。 【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。 【広島市】 これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためにには、複雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。 【鹿児島市】 補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要があり、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。	—	【全国知事会】 認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請者の手続きが複数の所管となつていて複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一元化などを進めること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。	

文部科学省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
230	B 地方に対する規制緩和	その他	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可を要することと、(地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を要することと、(地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	【現状】都道府県の事務負担の軽減及び事務の効率化が図られる。 公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法(以下「法」という)第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更是、従たる事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。 【支障事例】以下のような場合にも、議会の議決及び各省庁の認可を受ける必要があり、県の事務的な負担が過大となっている。 不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。 上記のとおり、議会の議決が2度必要なため、事務負担が過大となっている。また、当該事案に係る各省庁への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと思料される。	都道府県の事務負担の軽減及び事務の効率化が図られる。	地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項・第2項・第5項、第80条地方独立行政法人法施行令第2条 総務省告示(平成25年総務省告示第395号)	総務省、文部科学省	九州地方知事会 (事務局: 大分県)	九州地方知事会 (事務局: 大分県)	川崎市、富山県、長野県、名古屋市	—	地方独立行政法人の定款変更の手続きについては、地方独立行政法人法(以下「法」という)第8条第2項において、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会の議決に係らしめており、また、従来、地方公共団体が直接執行している公共性が高い業務を行わせることになるため、適正な運営を確保する必要性が高いことから、設立団体以外の者による一定のチェックという意味で、総務大臣等の認可に係らしめている。 その上で、同項において、法令で定める軽微な変更是、議会の議決並びに総務大臣等の認可不要とされているが、この場合の軽微な変更是、従たる事務所の所在地の変更や、地方公共団体や所在地の名称の変更等とされており(地方独立行政法人法施行令第2条)、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続きを簡素化するものである。 不要財産の納付による定款変更については、法人の財産的基礎に係るものであり、①地方独立行政法人は、業務を確実に実施していくために必要な資金あるいはその他の財産的基礎を有しなければならないこと(法第6条第1項)、②地方独立行政法人を設立し、法人を適正に運営するために様々な権限を有している設立団体たる地方公共団体の位置付け・性格に鑑み、設立団体たる地方公共団体が地方独立行政法人の資金の額の二分の一以上を必ず出資しなければならないこと(同条第3項)と規定しており、従たる事務所の所在地の変更等と同等の軽微なものと位置付けることなどにより現行の手続を簡素化することはできない。	各府省からの第1次回答
237	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定のためには、各保育施設等の保育士等の経験年数・勤続年数を確認する必要があり、各保育施設等が新たに雇用した保育士等については、当該保育士等が勤務した施設が発行する勤務証明書を自作書が確認し、加算の認定にかかる勤務証明書をデータベース化を図り、そのデータで加算の対象となる施設等でのキャリアの全期間を確認するためには、当該期間の全ての勤務証明書が必要であるが、待機児童解消をめざして新規施設を増設している中で保育士等の他法人への転職も多く、自治体の確認書や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	潜在保育士や転職する保育士等が現場復帰する際の負担軽減につながるとともに、保育施設等の証明書発行にかかる事務負担軽減につながる。 また、「処遇改善等加算Ⅰ」の認定にかかる自治体の事務負担軽減と、事務の適正化が図られる。	子ども・子育て支援法 公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12(平成30年9月27日時点版))	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市、滋賀県、京都府、鎌倉市、浜松市、豊田市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、東大阪市、島本市、南あわじ市、島根県、広島市、徳島市、佐世保市、大分県、宮崎県、宮崎市	秋田県、千葉市、川崎市、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山县、富山県、徳島県、関西広域連合	○前職場が閉園した、あるいは証明を依頼できる状況でないために、在籍証明の取得を断念したといった状況が見受けられる。加えて、細切れの採用や月途中での採用・退職があり、施設でも自治体でも確認の負担が大きくなっている。今後、キャリアアップ研修の受講記録の確認作業も増えることからも事務負担の軽減を求める。 ○キャリアアップ研修の受講記録については、県独自のデータベース化を図っている。加算認定ができる仕組みの構築等については市町村の意向も反映させた上で、事務負担の軽減を図る必要がある。 ○経験年数に含めることができる施設かどうかの確認にかかる(現在は存在しない施設、市外の施設等)。過去に勤務した施設がなくなりおり在職證明書が入手できない場合は経験年数の算定が困難である。 ○当市でも、保育士等対象職員が他法人への転職や出産に伴い退職し、別法人へ再就職する等により前歴証明が毎回必要となる状況が増えており、その都度全ての証明書を整える事は保育士等対象職員にとっても負担が増大している。また、その確認作業を行う自治体も増大している。前歴情報が複数あるが、前職場がなくなっている等の場合はその期間の勤務の確認が困難となる場合があり、また、施設としても、退職した職員分の証明の再発行作業を長期間強いられることとなる。 現在、全国展開している保育事業者も多く、全国一律で対応する必要があると考えており、保育士等の処遇改善は全国的な課題である中、国も「処遇改善等加算Ⅰ」の拡充で処遇の改善を図っていることから、例えば、国のもと全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、保育士証やキャリアアップ研修の受講記録等を集約し、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、年金加入記録等だけで保育士等の加算認定ができるよう制度を改正する等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	○前職場における個々の職員の経験年数の算定の対象となるのは、保育士に限らず、全ての常勤職員であり、また、その職場も保育所に限らず学校教育法第1条に定める学校等での経験年数も合算するものとしていることから、保育士の勤務状況だけをデータベース化したとしても、必ずしも事務負担の軽減に繋がらないと考える。 また、「公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12)」の12においてもお示しているとおり、個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、国として一律の標準化を図ることで、公定価格を統一するなどにより現行の手続を簡素化することはできない。 ○公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12)における個々の職員の経験年数の算定の対象となるのは、保育士に限らず、全ての常勤職員であり、また、その職場も保育所に限らず学校教育法第1条に定める学校等での経験年数も合算するものとしていることから、保育士の勤務状況だけをデータベース化したとしても、必ずしも事務負担の軽減に繋がらないと考える。 また、「公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12)」の12においてもお示しているとおり、個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、国として一律の標準化を図ることで、公定価格を統一するなどにより現行の手続を簡素化することはできない。 ○当市においても、処遇改善等加算Ⅰの申請に当たり、各園とも勤務証明の準備をしていただいているが、遠方の園であったり、本人は要件を満たしていないとしても、勤務証明を見ると満たしていないこともあります。施設についても該当施設でないこともあります。また、負担だけが残ることになる。 ○同一の市町村内で転職された保育士であっても、改めて証明を求めることがある。現在の形では、保育士、施設、自治体すべてにとって負担となっており、制度の複雑化と相まって申請の遅れを引き起こしている。 ○全国一律の勤務状況のデータベース化を整備することによる「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る事務負担の軽減に加え、保育士試験においても、実務経験の認定証明に受験者に係る多くの負担となっているため、これに係る事務負担の軽減も期待できる。 ○当市においても、処遇改善等加算率の認定における勤続年数の確認については、事務量が非常に膨大な状況である。既に廃園している施設に過去勤務していた場合には、勤務状況の確認が困難である。また、当市の市立施設においては、職員の在職を証明する書類の保存年数が決まっており、保存期間よりも前に勤務していた者の在職を証明することが困難な状況である。 ○当市においても、処遇改善等加算Ⅰの認定事務は膨大なものであり、特に4月から5月にかけて、市内約200園ある私立保育所等の職員一人ひとりの経験年数を決定し、そこから園の加算率を決定する事務が発生している。また、勤務証明書についても、施設ごとに様式が異なるため、必要事項が記載されていないなどの問題があり、これらが解消されるので貢成である。ただ、全国的なシステムを構築する必要があるため、処遇改善等加算Ⅰの経験年数の確認に用いるだけでなく、例えばシステム内で園から市町等に同加算Ⅰ・Ⅱの申請もできるようにする。提案にもあるキャリアアップ研修の記録も確認できるようにする。処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱは保育所等施設で勤務する事務等職員も対象となることから、これらの経験年数も確認できるようになる。 ○当市では、保育士の個人情報にも関わるものであるため、その点についても十分注意していただきたい。 ○町では、待機児童が多数発生しており、数年以内に、複数の事業所が整備される予定となっていることから、今後、加算要件の確認作業についてはさらに多くの時間を要するものと想定される。また、本町のような小規模自治体では、職員数も少なく、ノウハウが蓄積されていないため、一から作業を覚えなければならない現状で、事業者から書類が提出されても、スムーズな加算要件の確認が出来ず、最終的に、事業者に負担をかけてしまう場面もあるのではないかと懸念される。何らかの方法にて事務の簡素化ができれば、自治体や事業者、保育士自身の負担軽減につながり、安定した運用が可能になるのではないかと考える。 ○当県でも、約50,000人分の経験年数確認のため、施設において膨大な書類の作成と、県において書類の確認作業を毎年行う必要があります。そのため、事務負担を強いています。 ○当市においても、認可園の増加や、それによる転職の増加により、確認作業が増加している。また、園または保育士側の事務としても在職証明の発行や発行依頼の事務が負担となっている。そのためデータの一元管理を行えば市区町村の負担と園や保育士の負担が軽減されると思われる。 ○現在は各園に資料提出を求めており、時間を要している。情報連携により、こうした時間の短縮が見込まれるが、事務の軽減につながるを考える。 ○提案にもあるとおり施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている現状となっている。また、行政側では処遇改善等加算の事務について、本来年度初めに認定するべきではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中旬から後半にまたいでいる状況。そのため不適切な月次の給付費支払や、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。無償化事務が今年度より始まり、施設と行政それぞれに事務負担が増えていることから、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応をお願いしたい。 ○複数の施設を経験した保育士の勤務証明の確認は、本人や施設、自治体と確認作業が膨大となっている。 ○当区においても、認可保育所(私立)および地域型保育事業所の施設数が多く、毎年度、多数の保育士の異動や新規採用も生じるため、「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る経験年数・勤続年数の確認作業は、膨大な事務負担となっている。なお、提案のような全国一律でのデータベース化等は、非常に有効な方法であるが、その仕組みを構築・維持するため、新たに市区町村がデータ収集や登録等の業務を担うようであれば、大幅な負担軽減には繋がらない恐れもあると考える。	各府省からの第1次回答		

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
230	設立団体の長が不要財産の納付の認可を行な際は、地方独立行政法人法(以下「法」とい)。第42条の2第5項により、評議委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を行なう。このため、法第8条第2項において定款を変更する際、議会の議決及び大臣認可が必要とされる理由として挙げられている。「設立団体の意向の反映」や「適正な運営を確保するための設立団体以外の者による一定のチェック」については、上記手続によつて担保されていると考える。同様に、法第6条第1項、第3項において定められており、法人の財産の基礎に関する規定のチェックについても、担保されていると考えている。また、政令等で定める軽微な変更については、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続を簡素化するものであることは理解している。不要財産の納付による定款変更と、所在地の変更等による定款変更同等の位置づけとすることを表明している訳ではなく、一定の手續を経て認可され、法人の性格や業務等への影響に關してチェックを受けている不要財産の納付について、定款変更に係る手續を簡素化することを提案しているものである。 以上を踏まえ、再検討していただきたい。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、検討を求める。	○設立団体以外の者による一定のチェックを行うとしても、それが大臣認可でなければならぬ理由をお示しいただきたい。 ○議会における実質的な議決という観点から、不要財産納付認可時と定款変更時の、二度の議会の議決は必要ないのでないか。 ○他に、今回の提案における支障を解消する方法があれば、お示しいただきたい。	地方独立行政法人の定款は同法人の基本的事項を定めるものであり、その大臣等による認可については、従来、地方公共団体が直接執行していた公的性の高い業務を切り離して行なっている地方独立行政法人の適正な運営を確保する必要性が高いため、設立団体以外の者による一定のチェックを行うとともに、地方独立行政法人制度を所掌する立場により制度の運営を確保する観点から必要とされるものである。類似の制度(地方三公社)においても同様の構造になつており、大臣等による認可を省略、簡略化することは難い。 なお、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第117号)による改正で設けられた地方自治法第245条の3第5項においては、自治事務の処理に対する認可の届出は都道府県の関与を要することとすることのないようになればならないとして、地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合には、例外的に国又は都道府県の認可等の関与の必要性を認めている。地方独立行政法人の設立及び定款の作成・変更の認可はこの考え方とも整合するものであつて、一方の議決を経たことをもって他の議決を省略することには難しくない。 しかしながら、不要財産納付に係る議決と定款変更の議決について、各団体の判断により、同時に上程することについて問題はないと考える。ただし、定款変更の施行日は納付のあった日以降になるよう留意する必要がある。多くの団体がこのような運用をしていると承知しているが、この旨周知してまいりたい。	各府省からの第2次回答
231	「公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12)」の127の内容について、確かに一律の証明書を求めるものではないと云われているが、この127の後段には、「事業所名、職種(保育士・調理員等)、雇用形態(常勤・非常勤等)、勤務時間、雇用期間など」の内容が確認できるような項目が記載された資料で確認することを想定されている。まずは、このような資料が「勤務証明書」以外に存在するのかを教示いただきたい。本市としては、国の「子育て安心フレームの推進」、保育人材の流動化をますます進むと考えており、保育士に限らず、待遇改善等加算を受ける全ての職員についてデータベース化が進むことが想定されるが、まずは待遇改善等加算の認定の多数を占める保育士資格を有する者のデータベース化を求めている。 その実現に時間かかるとした場合の暫定措置として、経験年数確認の事務負担の軽減を求めてはいるが、勤務証明書を原則としているのであれば、「平成28年度における待遇改善等加算の取扱いについて」(平成29年6月17日付行事務連絡)において、「事業所が審査しているなどの理由により、在職証明書等の提出が困難な場合」という例外的な場合に「加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料をもって、当該職員の勤続年数を確認し、差し支えない」となっているところから、この取り扱いが例外ではなく、職歴が把握・推認される資料をもって認定できるよう、各種通知やFAQの見解の統一をしていただき、待遇改善等加算Ⅰの経験年数確認の事務負担の軽減を今年度中にでも実現していただきたい。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、当該事案については、交付金算定に伴い生じた事務と考えられるので、そもそも補助金、交付金の自由度を高めることにより、補助金、交付金申請のための事務量の削減を目指すことも検討されたい。	事業所名等を確認する資料については、唯一の資料で確認が困難な場合には、職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入登録など複数の資料を組み合わせて確認することを想定している。 データベース化についても、第1次回答のとおり、一部の職員のみをデータベース化したとしても、必ずしも事務負担に繋がらないと考えている。 個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料で差し支えない旨の統一的な見解を改めてお示しする。	各府省からの第2次回答	

文部科学省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
282	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の内閣府への一元化	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱はか	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	札幌市、旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、農田市、大阪府、大阪市、高槻市、茨木市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、鳥根県、徳島県、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、九州地方知事会	○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が複雑になっている。 ○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をも片方へ提出する。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが造っため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけ工事を行った。 ○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複数の按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。 ○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。 ○制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。 ○近年、制度の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が繁雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園施設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされおらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。また、疑義が生じた事業について都道府県を通じて質問しても結局は国は担当者まで通すことになっており、回答に時間がかかるとともに事務負担の増になっている。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、承認等も両省に行わなければならぬ。書類作成も両省分で膨大なものとなり、事業費、補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なるており、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示年間に差異があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急ぎ2か年事業に変更せざるを得なかつたという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求めれる。 ○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算・補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが複雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡単に算出ができるような改善が必要である。 ○制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思われる状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行なわればならず、事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が発生する原因となっている。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 ○同施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が異なることから、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事の担当者で見解が異なったことから、当初、両者の担当者で見解が異なったことから、両者との調整に時間を要し、協議を1回遅らせる事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着手が後ろ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせる事例があった。 ○厚生労働省と文科省に分けて申請するため認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があたため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が複雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方もあるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。 ○当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行際、一つの施設整備を行う際に、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が異なることから、両者との調整に手間を要し、協議を1回遅らせる事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着手が後ろ倒しとなり、結果として認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることによって、工期に影響が出ることがある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。 ○当市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。 ○保育所等整備交付金を活用しているが、併用部分の按分計算が必要となるため、事務が複雑となっている。 ○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じております、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩瑣となっている。 ○当市も按分計算等で事務の煩雑さに苦慮している。また事業者の事務の負担も大きいため、是非とも一本化してほしい。 ○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。 ○申請後の交付決定にあたり、各市の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定なされているのに他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。(待機児童解消の施設に影響が生じた) ○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、事業募集や内示時期の統一化、事前周知の徹底、協議様式の統一化、補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。		
293	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の実地監査について	保育所及び幼保連携型認定こども園の実地監査の効率的な実施方法の周知等について	保育所に対する実地監査については、全ての施設に対して年1回以上実施することとされている。さらに認定こども園など複数の施設の実地監査もあることから、監査を実施する自治体の負担になっているとともに、監査を受ける施設側にも大きな負担となっている。	児童福祉法施行令第38条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第10条第1項、「児童福祉行政指導監査の実施について」(通知)、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	富山県	福島県、石川県、福井県、大阪府、八尾市、南あわじ市、広島市、松山市、宮崎県	○実地監査の対象施設が増加する一方で、人員や時間は限られており、年1回以上実施することは、年々困難になっている。 ○認可外保育施設の増加など、監査対象施設が増えることが予想されるが、効率的な監査の実施ができるようになり、事務負担の軽減に資する。 ○指導監査の方法について、厚生労働省通知により、「前回の指導監査の結果等を考慮した彈力的な指導監査を行うこと」とされているが、監査内容の簡素化等を検討するにあたり、施設の安全や職員の負担等に配慮しつつ、どのような対応が考えられるのか検討に苦慮しているところ。 ○保育の質の確保や子どもの安全を確保するために、実地監査は必要であると理解しているが、保育料の無償化に伴い、年1回以上の立入調査を行うことを原則としている認可外保育施設の増加など、監査対象施設が増えることが予想されるなかで、1施設に充てることができる時間も限られ、安全対策を含めた保育内容、施設の状況、職員の処遇状況、経理状況など適切な監査の実施が難しくなっている。 【監査対象施設数】(中核市実施分除く) ・保育所: 199、幼保連携型認定こども園: 44、(1施設当たりの所要時間は2~3時間、施設規模・指摘状況によって長時間に及ぶケースもあり) -認可外保育施設: 36、(1施設当たりの所要時間は1~2時間) 計 281 施設	昨年12月に「保育所等における保育の質の確保・向上に関する実態調査について(協力依頼)」(平成30年12月19日付)は事務連絡により、都道府県等を対象として、都道府県等に対し、「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」(令和元年5月30日付け)事務連絡により、当該調査結果及び都道府県等における指導監査の効率的・効果的な実施に努めていただけようお願いしたことであり、対応済み。 引き続き、都道府県等が保育所等の指導監査の際に提出を求めている書類等を精査した上で、監査事項の具体化・明確化を図るなど、更なる指導監査の効率的かつ効果的な実施のための方策を検討していく。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
282	これまで行われてきた協議様式や募集・公示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な授分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国・自治体・事業者のいすれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。	—	<p>【大阪府】 回答いただいたいる対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向か、早急なご対応をお願いしたい。</p> <p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重いただきたい。</p> <p>【鹿児島市】 補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書について同一の内容で2か所に提出する必要があり、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。</p>	—	<p>【全国知事会】 認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や公示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		
293	1次回答にあるとおり、令和元年5月30日付け事務連絡の「県彦福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」により、指導監査における効率的・効果的な取組の実施例として、実施検査の際の重点項目を定め、前年の実施検査で指摘がなかった保育所は当該項目のみ実施するなどの実施例を示していただきたいところである。 しかしながら、保育料の無償化に伴い認可外保育施設の増加が見込まれることから、これまで以上に効率的な指導監査の実施が必要となる。 ついては、事務負担の軽減に資する更なる指導監査の効率的かつ効果的な方策について、速やかに検討のうえ、提示をお願いしたい。	—	<p>【松山市】 2019年度中に結論を得るとしている事務の効率化の議論を進めていただき、委託の仕様書でも使えるレベルで画一的な方法で誰でも結果が同じになるような基準整理と判断基準の明確化を期待する。(企業主導型の監査の委託仕様書が検討されていると思われるため、同様に公開すれば良い) また、保育所と同じ社会福祉施設でもある幼保連携認定こども園についても併せて検討していただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>更なる指導監査の効率的かつ効果的な実施のための方策については、今年度調査研究を行っており、指導監査において最低限必要な確認項目・提出文書等の精査を行なうなど、自治体職員・保育士等の事務負担を軽減する方策を検討することとしている。</p>